

「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？ 解約したくても「解約できない」「高額で支払えない」



よくある相談の例

化粧品やサプリメントを1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になってしまったという相談が、全国の消費者センターに多数寄せられています。

ネットの広告を見て、特別価格

三千円の商品を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと気付いた。すぐに事業者へ解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でも高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。どうにかならないか。

消費者へのアドバイス

1. 詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示とは離れた場所に表示されていたり、小さい

字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなどの注意が必要です。

2. 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。

3. トラブルに備えて、注文履歴や事業者へ連絡した記録を残して置きましょう。

(「独」国民生活センターHPより)

☆不安に思った場合やトラブルになったときには、消費生活相談窓口に相談してください。

消費者ホットライン

☎188(いちゃ)

河合町・上牧町消費相談窓口

河合町 ☎0745・57・0200

上牧町 ☎0745・76・1001

月曜日…午後1時～午後5時

河合町役場

火曜日…午後1時～午後5時

上牧町役場

木曜日…午前9時～午後1時

上牧町役場

金曜日…午前9時～午後1時

河合町役場

